ID:　206

担当部署:　こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	支給認定子どもに対する保育料の減免の取消し
例　規　名 **根 拠 条 項**	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料の減額及び免除に関する規則　第6条
例 規 番 号	平成27年規則第33号

【根拠条文】

（減免の取消し）

第6条　保育料の減免を受けている者で、次の各号のいずれかに該当するときは、減免を取り消すものとする。

(1)　当該年度の中途において第2条第1項各号(第2号を除く。)の事由が消滅したとき。

(2)　偽りその他不正の手段により保育料の減免を受けたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日